

公立大学法人秋田県立大学給与規程

平成18年 4月 1日

規程第19号

改正 平成20年 4月 1日

改正 平成21年 1月17日

改正 平成22年 4月 1日

改正 平成22年 8月 4日

改正 平成22年10月 1日

改正 平成22年12月22日

改正 平成23年 4月 1日

改正 平成25年 4月 1日

改正 平成26年 4月 1日

改正 平成28年 1月 6日

改正 平成29年 3月 8日

改正 平成30年 9月26日

改正 令和 3年 3月17日

改正 令和 5年 3月29日

改正 令和 6年 6月12日

改正 令和 7年 3月26日

改正 令和 7年 5月14日

改正 令和 7年 6月25日

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 年俸等（第5条—第10条）

第3章 諸手当（第11条—第13条の6）

第4章 給与の支給及び支払方法（第14条—第22条）

第5章 休職者等の給与（第23条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人秋田県立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第25条の規定に基づき、公立大学法人秋田県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、次の各号に掲げる職員に適用する。

- 一 法人と一年を超える期間（以下「任期」という。）を定めた雇用契約を結ぶ職員
- 二 法人と期間の定めのない雇用契約を結ぶ職員（教授、准教授、助教、助手（以下「教員」という。）に限る。）
- 三 法人と期間の定めのない雇用契約を結ぶ職員（教員を除く。）
- 四 就業規則第2条第2項ただし書きに定める職員
（法令との関係）

第3条 職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他の関係法令の定めるところによる。

（給与の定義）

第4条 この規程で「給与」とは、年俸、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、大学入学共通テスト業務手当、あきたサイエンスクラブ科学講座業務手当、一般選抜入試等問題作成手当、通勤手当及び研究奨励手当をいう。

第2章 年俸等

（年俸）

第5条 年俸は、一の年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の職務遂行に対する対価として、職員に支給する。

2 年俸は、第9条に規定する実年俸額に基づき支給する。

（ベース年俸の決定）

第6条 職員と雇用契約を結ぶ際、各年度に支給される年俸（以下「実年俸」という。）の基礎となる年俸（以下「ベース年俸」という。）を決定し、第2条第2号に定める職員のベース年俸額は雇用契約締結後5年ごとに、第2条第3号に定める職員のベース年俸額は雇用契約締結後3年ごとにそれぞれ改定する。

2 職員のベース年俸は、次条に定める基準の範囲内で、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して決定する。

- 一 雇用契約に定める職員の職
- 二 職員の職務の量、複雑困難の度合い
- 三 雇用契約を結ぶ前における職員の経歴、教育研究実績及び業務実績並びに職務遂行能力
- 四 職員の住居の状況
- 五 公立大学法人秋田県立大学退職金規程に基づく退職金の状況
- 六 他の職員との均衡
- 七 法人の予算
- 八 再任の場合にあっては、前任期中における教育研究実績、業務実績及び発揮された

職務遂行能力に係る評価の結果並びに勤務状況

九 第2条第2号に定める職員にあっては、ベース年俸改定前5年間における教育研究実績、業務実績及び発揮された職務遂行能力に係る評価の結果並びに勤務状況（改定の場合に限る。）

十 第2条第3号に定める職員にあっては、ベース年俸改定前年間における業務実績及び発揮された職務遂行能力に係る評価の結果（改定の場合に限る。）

十一 秋田県外に在勤する場合にあっては、当該地域における物価等の状況及び単身赴任の状況

（ベース年俸額の基準）

第7条 職員のベース年俸額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。

- 一 教員 350万円以上1,300万円以下
- 二 事務職員 300万円以上1,100万円以下
- 三 技能職員 250万円以上750万円以下

2 教員のベース年俸額は、次の各号に掲げる職の等級の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。ただし、前条第2項第8号又は第9号の評価の結果及び勤務状況によっては、これにかかわらず個別に年俸額を定めることがある。

- 一 教授 900万円以上1,300万円以下
- 二 准教授 670万円以上900万円以下
- 三 助教 450万円以上670万円以下
- 四 助手 350万円以上450万円以下

3 事務職員のベース年俸額は、次の各号に掲げる職の等級の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。ただし、年齢、経歴等この基準により難い特別の事情があると認められる場合、又は前条第2項第10号の評価の結果によっては、これにかかわらず個別に年俸額を定めることができる。

- 一 シニアディレクター 850万円以上1,100万円以下
- 二 ディレクター 750万円以上1,000万円以下
- 三 チームリーダー 700万円以上900万円以下
- 四 シニアスペシャリスト 650万円以上850万円以下
- 五 アソシエイトリーダー、スペシャリスト 600万円以上800万円以下
- 六 シニアスタッフ 500万円以上700万円以下
- 七 スタッフ 300万円以上600万円以下
- 八 エキスパート 450万円以上700万円以下

4 技能職員のベース年俸額は、次の各号に掲げる職の等級の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。ただし、前条第2項第10号の評価の結果によっては、これにかかわらず個別に年俸額を定めることができる。

一 技能シニアスタッフ 450万円以上750万円以下

二 技能スタッフ 250万円以上600万円以下

(ベース年俸額の基準及び決定されたベース年俸額の改定)

第8条 前条に規定するベース年俸額の基準は、法人の経営状態、物価等の社会経済の動向、民間事業の従事者における給与水準の動向等を総合的に勘案し、改定することができる。

2 第6条の規定に基づき決定された職員のベース年俸額は、法人の経営状態、物価等の社会経済の動向、民間事業の従事者における給与水準の動向、役職就任の状況、大学院担当の状況等を総合的に勘案し、改定することができる。

(実年俸の決定)

第9条 実年俸額は、ベース年俸額と同額とする。

(昇給)

第10条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の実年俸額は、勤務状況を勘案の上、前年度の実年俸額に当該各号に定める額の範囲内の額を加算して決定することができる。

一 教員で助教又は助手の職にある者 年額10万円

二 事務職員でスタッフの職にある者 年額10万円

三 技能職員で技能スタッフの職にある者 年額10万円

第3章 諸手当

(時間外勤務手当)

第11条 公立大学法人秋田県立大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（以下「労働時間等規程」という。）第9条第1項に基づき時間外勤務を命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、勤務1時間当たりの年俸額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）に行われた場合（以下「深夜勤務の場合」という。）は、100分の150）を時間外勤務手当として支給する。

2 前項により時間外勤務を命じられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの年俸額の100分の150（その勤務が深夜勤務の場合は、100分の175）を時間外勤務手当として支給する。

3 労働時間等規程第8条第2項に基づき休日を振り替えられたことにより週の労働時間が40時間を超えて勤務を割り振られた職員には、当該40時間を超えて勤務を割り振られて勤務した1時間につき、勤務1時間当たりの年俸額の100分の25を時間外勤務手当として支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、副学長、学部長、木材高度加工研究所所長、総合科学教育研究センター長、アグリイノベーション教育研究センター長、副学部長、専攻長、学科長、バイオテクノロジーセンター長、国際室長、情報基盤室長、学長特別補佐、シニアディレクター、ディレクター及びチームリーダーには時間外勤務手当を支給しない。

(休日勤務手当)

第12条 労働時間等規程第9条第1項に基づき休日勤務を命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、勤務1時間当たりの年俸額の100分の135(深夜勤務の場合は、100分の160)を休日勤務手当として支給する。

2 前条第4項の規定は、休日勤務手当についてこれを準用する。

(深夜勤務手当)

第13条 労働時間等規程第10条第1項に基づき深夜勤務を命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、勤務1時間当たりの年俸額の100分の25を深夜勤務手当として支給する。

2 前2条に定める深夜勤務の場合に該当して時間外勤務手当又は休日勤務手当を支給されたときは、前項の規定にかかわらず、深夜勤務手当は支給しない。

(大学入学共通テスト業務手当)

第13条の2 労働時間等規程第9条第1項に基づき、大学入学共通テスト当日の業務に従事するため勤務を命じられた職員には、大学入学共通テスト業務手当(以下「大学共通テスト手当」という。)を支給する。

2 大学共通テスト手当の額は、当該試験日の業務に従事した日1日につき1万円を超えない範囲内で別に定める。

3 大学共通テスト手当は、第11条に規定する時間外勤務手当を含むものとする。

(あきたサイエンスクラブ科学講座業務手当)

第13条の3 法人が秋田県から委託を受けて実施するあきたサイエンスクラブ科学講座の業務に従事する教員には、あきたサイエンスクラブ科学講座業務手当を支給する。

2 あきたサイエンスクラブ科学講座業務手当の額は業務に従事した日1日につき2万円を超えない範囲内で別に定める。

第13条の4 一般選抜入試等問題作成業務に従事する教員には、一般選抜入試等問題作成手当を支給する。

2 一般選抜入試等問題作成手当の額は7万円を超えない範囲内で別に定める。

(通勤手当)

第13条の5 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- 二 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 別に定めるところにより算出したその者の1カ月の通勤に要する運賃の額に相当する額とする。ただし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。
- 二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1カ月につき、それぞれ次に定める額
- | | | |
|---|--|---------|
| ア | 自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 | 2,000円 |
| イ | 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 | 4,200円 |
| ウ | 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 | 7,100円 |
| エ | 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 | 10,000円 |
| オ | 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 | 12,900円 |
| カ | 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 | 15,800円 |
| キ | 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 | 18,700円 |
| ク | 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 | 21,600円 |
| ケ | 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 | 24,400円 |
| コ | 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 | 26,200円 |
| サ | 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 | 28,000円 |
| シ | 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 | 29,800円 |
| ス | 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 | 31,600円 |
- 三 前項第3号に掲げる職員 前2号に掲げる額の合計額（使用距離が片道2キロメートル未満であるときは、第1号に掲げる額）。ただし、その合計額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。
- （研究奨励手当）

第13条の6 科学研究費補助金を獲得した教員には、研究奨励手当を支給する。

- 2 研究奨励手当の額は、月額 100,000 円を超えない範囲内で別に定める。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、研究奨励手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 給与の支給及び支払方法

(年俸の支給)

第 1 4 条 職員には、雇用契約期間の初日から年俸を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで年俸を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで年俸を支給する。
- 4 年度の途中で実年俸額に異動が生じた職員には、その日から新たに定められた実年俸額を支給する。

(日割計算等)

第 1 5 条 年度の途中で、新たに職員となった者、離職した者、死亡した者又は実年俸額に異動が生じた者の年俸は、当該年度の総日数から労働時間等規程第 8 条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算し、これを支給する。ただし、死亡した職員に年俸を支給するときは、第 2 0 条第 1 項及び第 2 項までの規定に基づき当該月までに現に支払った年俸を、日割りによって計算して支給した年俸とみなす。

(年俸の減額)

第 1 6 条 職員が勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合（公立大学法人秋田県立大学職員兼業規程第 3 条に基づく許可があった場合を除く。）を除き、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間あたりの給与額を減額する。

(勤務 1 時間あたりの給与額の算出)

第 1 7 条 前条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額は、実年俸額を当該年度の総日数から労働時間等規程第 8 条に規定する休日の日数を差し引いた日数に係る所定労働時間の総数で除して得た額とする。

- 2 前項に規定する勤務 1 時間あたりの給与額を算定する場合において、その額に 5 0 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、5 0 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(勤務時間の計算)

第 1 8 条 第 1 1 条に規定する時間外勤務手当、第 1 2 条に規定する休日勤務手当及び第 1 3 条に規定する深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数並びに前条に規定する年俸の減額の基礎となる勤務しない時間数は、一の月における全時間数（時間外勤務手当及び休日勤務手当については、支給割合を異にする部分ごとの全時間数）とする。この場合において、その全時間数が 1 時間に満たない場合又はその全時間数に 1 時間未満の端数がある場合においては、時間外勤務手当及び休日勤務手当については当該全時間又は端数が 3 0 分以上のときは 1 時間とし、3 0 分未満のときは切り捨て、年俸の減額については当該全時間又は端数を切り捨てる。

(端数の処理)

第19条 この規程により計算した給与の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(年俸の支払方法)

第20条 職員の年俸は、6月及び12月以外の月は実年俸額を17で除して得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「月払年俸支払額」という。)を支払い、6月及び12月は月払年俸支払額に5を乗じこれを2で除して得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「半期払年俸支払額」という。)を月払年俸支払額に加えて支払う。ただし、3月にあつては、実年俸額から月払年俸支払額に12を乗じて得た額及び半期払年俸支払額に2を乗じて得た額を差し引いた額を、月払年俸支払額に加えて得た額を支払う。

2 前項に規定する半期払年俸支払額は、6月に支払うものについては前項に基づき4月から9月に支払うべき年俸支払基礎額の一部とみなし、12月に支払うものについては同項に基づき10月から翌年3月に支払うべき年俸支払基礎額の一部とみなす。

3 年度の途中で離職した職員が第1項の規定に基づき月払年俸支払額及び半期払年俸支払額を支払われ、当該年度に現に支払われたそれらの総額が第15条本文に基づき日割りにより計算して得られた額を超える場合は、当該職員はその超える部分に相当する額を法人に返還しなければならない。

(給与の支払原則及び給与からの控除)

第21条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支払う。

2 職員に給与を支払う際には、当該給与から、次の各号に掲げる税等に相当する金額を控除する。

一 源泉所得税

二 住民税

三 公立学校共済組合等の掛金等

四 雇用保険料

五 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 給与は、職員の申出があつた場合には、第1項の規定にかかわらず、その指定する銀行その他の金融機関における預金口座等へ口座振替の方法により支払うことができる。

(給与の支給日)

第22条 年俸、通勤手当及び研究奨励手当の支給日は、毎月21日とする。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、大学共通テスト手当及びあきたサイエンスクラブ科学講座業務手当の支給日は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月21日、一般選抜入試等問題作成手当は一般選抜入試が終了した月の翌月21日とする。

- 3 前2項の支給日が労働時間等規程第8条の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日を支給日とする。

第5章 休職者等の給与

(休職者の給与)

第23条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（地方公務員災害補償法第28条に規定する休業補償給付を受けたときは、その額を控除した額）を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により、就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の100分の80（公立学校共済組合から傷病手当金を受けたときは、その額を控除した額）を支給する。

3 職員が、就業規則第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の100分の60以内を支給することができる。

4 職員が、就業規則第13条第1項第3号から第5号までに掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。

5 前4項において、休職とされた期間の給与の支給額の算定にあたっては、第15条に規定する日割り計算の方法に準じる。

(育児休業している職員の給与)

第24条 就業規則第36条第1項の規定により育児休業している職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- 一 育児休業をしている期間については給与を支給しない。
- 二 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与を減額して給与を支給する。

(介護休業している職員の給与)

第25条 就業規則第37条第1項の規定により介護休業している職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- 一 介護休業をしている期間については給与を支給しない。
- 二 職員が介護部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与を減額して給与を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(引継職員のベース年俸額の決定に関する特例)
- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定に基づき法人の職員となった者のベース年俸額の決定は、第6条第2項の規定にかかわらず、第7条各項に定める額の範囲を超えて決定することができる。
(細則)
- 3 この規程の施行に係る細則については、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年1月17日から施行する。
(給与の支給日に関する特例)
- 2 改正後の第22条第2項の規定にかかわらず、平成20年度に限り大学センター試験手当の支給日は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌々月21日とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月23日から施行する。

附 則（令和3年3月17日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月12日改正）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月14日改正）

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和7年6月25日改正）

この規程は、令和7年7月1日から施行する。